

卒業・進級基準について

学則（抜粋）

（課程修了の認定）

第31条 第12条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修業年限以上在籍し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。
- 3 卒業に関する規程は、別に定める。

試験規定（抜粋）

（進級資格）

第16条 当該学年において履修すべき全授業科目（実習を含む）に合格していることを原則とする。

- 2 必修科目の不合格科目数が4分の1を超えた場合、進級できない。
- 3 進級の認定に関しては次のとおりとする。

（1）進級の認定は、進級判定会議を経て、校長が認定する。

（2）次の各号の一つに該当する場合は、卒業できない。

ア 全科目において欠席が授業時数の3分の1（実習・実技においては5分の1）を超えている場合

イ 全科目の年間の評価点の平均が60点未満である場合

年間を通じてア、イの条件は満たしているが、60点未満の科目を持つ者は、その取り扱いは校長が行う。

（3）その他、進級の認定に関しては、各学科が定める規定に従う。

（卒業資格）

第17条 当該学年において履修すべき全授業科目（実習を含む）に合格していることを原則とする。

2 卒業の認定に関しては次のとおりとする。

（1）卒業の認定は、卒業判定会議を経て、校長が認定する。

（2）次の各号の一つに該当する場合は、卒業できない。

ア 各科目において欠席が授業時数の3分の1（実技・実習においては5分の1）を超えている場合

イ 全科目の年間の評価点の平均が60点未満である場合

年間を通じてア、イの条件は満たしているが、60点未満の科目を持つ者は、その取り扱いは校長が行う。

岩永学園ディプロマポリシー

岩永学園では、各学科の教育カリキュラムに定められた単位を修得し

- ・国家試験や日本語能力試験 N3 に合格するための知識を備えている。
 - ・医療福祉の専門職としての技能を習得し、高い倫理観とコミュニケーション能力を身につけている。
 - ・地域に貢献する意欲を持ち、地域社会から必要とされる。
 - ・国民の健康維持や疾病予防に関心を持ち、主体的な問題発見能力と他者との協働した問題解決能力を有する。
- と認められた者に対し、卒業認定・称号を授与します。